

○内閣府告示第五十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇三十五 略」</p> <p>三十五の二 事務職員配置加算 当該施設等において、その利用定員九十一人以上の場合であつて、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。</p> <p>三十五の三 「略」</p> <p>三十五の四 「略」</p> <p>三十五の五 「略」</p> <p>「三十六〇五十六 略」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇三十五 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三十五の二 「同上」</p> <p>三十五の三 「同上」</p> <p>三十五の四 「同上」</p> <p>「三十六〇五十六 同上」</p> <p>五十六の二 事務職員配置加算 当該施設等において、その利用定員九十一人以上の場合に加算されるものをいう。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。